

社会福祉法人 浴風会
理事長 寺尾 徹 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 7 月 1 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（１）評議員会の招集について

評議員会の招集において、理事会決議より前に招集通知を発出している事案が認められた。今後は理事会決議を経た上で招集通知を発出すること。

（２）理事会の出席状況について

理事会を続けて欠席している理事が認められたが、理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督等を行う重要な機関であることから、日程調整や開催方法を工夫するなど欠席者が出ないように理事会を招集すること。

（３）役員の選任方法について

役員の選任に当たっては、理事は「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」及び「施設の管理者」として、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として選任されなければならないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するか十分に明らかにされていなかったことが認められた。

役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、今後の役員の選任に当たっては、評議員会において、候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。